

処遇改善加算等についての情報公開

特定非営利活動法人陽だまり の取り組みについて

処遇改善加算への取り組み

令和6年度の報酬改定に伴う新たな処遇改善加算制度に基づいて実施しています。また、新制度に伴い、従来の「特定加算」「ベースアップ加算」は廃止となっています。

1. 他業種からの転職や主婦等経験・資格の有無にかかわらず、広く人材の受け入れに努めています。
2. 経験や資格等に応じた昇給もしくは業務の一定基準の評価により昇給する仕組みとしています。
3. 職員の資質向上を計る目的として、年度計画で職員の経験・知識並びに希望研修の聞き取り等を勘案して、それぞれに受講研修の選定と到達目標の提示並びにその結果を支援現場で確認・評価することとしています。
4. 職員の資質向上を計る目的として、毎年度自己研修費用として20,000円/一人が計上されており、自らの求める研修に参加できるようにしています。
5. 保育士等の職務に有効な資格取得にあたっては、「資格取得並びに自己研修等費用の支給規程」で、自己研修費並びに教育訓練給付金を活用するものとしているが、取得費用も上限付きではあるが、別途助成することとしています。また、その際の休暇取得も優先されるものとしています。
6. 前記1および2の研修終了および資格を取得した場合は、給与規程に基づき該当資格手当の受給をすることが出来ます。

資格手当(月額)

ア 社会、精神福祉士、保育士 15,000円

イ 介護福祉士、児童指導員 10,000円

ウ 強度行動障害支援者養成研修(基礎編)修了者 5,000円

～ 給与規程より転記 ～

令和6年度の取得状況

新たな処遇改善加算制度実施に伴い

令和6年6月～令和7年3月までの児童通所支援施設「ライフサポートセンター こくぶ」の取得状況は以下の加算を取得しております。

1. 処遇改善加算 I